

介護老人保健施設 リハビリパーク清水

利用料金表

<サービス利用料金表（1日当たり）1割負担>

下記料金表に沿って、ご利用者様の要介護度に応じたサービス利用料（自己負担割合）をお支払い頂きます。※1単位 10.27円（地域区分6級地）×自己負担割合がサービス利用料になります。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本サービス費	777単位	822単位	884単位	937単位	988単位
栄養マネジメント加算	14単位	14単位	14単位	14単位	14単位
夜勤職員配置加算	24単位	24単位	24単位	24単位	24単位
（基本+加算）	837円	883円	946円	1,001円	1,054円
食費（第4段階）※	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円
居住費（第4段階）※	1,940円	1,940円	1,940円	1,940円	1,940円
1日当たり利用料	4,577円	4,623円	4,686円	4,741円	4,794円

※上表以外に、口腔衛生管理体制加算（月30単位）、介護職員処遇改善加算（算定月給単位の29/1000）の他、ご利用者様毎のサービス計画に沿った加算を算定させて頂く場合がございます。

※食費・居住費には限度額認定制度が適用される場合がございます。詳細は次頁をご参照ください。

30日間の利用料目安（基本サービス費・栄養マネジメント加算・夜勤職員配置加算・口腔衛生管理体制加算・処遇改善加算Ⅱ・食費・居住費）

要介護度 利用者負担段階	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第2段階	52,271円	53,697円	55,663円	57,341円	58,960円
第3段階	84,671円	86,097円	88,063円	89,741円	91,360円
第4段階	138,071円	139,497円	141,463円	143,141円	144,760円

*上記単価額は、介護保険負担割合証1割負担の単価額です。

*当施設はユニット式の施設の為、**生活保護受給中の方はご入所出来ませんので、ご了承ください。**

※前記費用のほか、必要に応じ各種加算を算定いたします。(別紙参照)

※当施設では、介護保険の給付対象単位に 10. 27 円(静岡市の地域区分 6 級地)を乗じた額の 1 割もしくは 2 割を利用者に負担して頂きます。お持ちの「介護保険負担割合証」をご提示ください。

*なお、月々の利用者負担には上限が設けられており、上限を超えた分については高額介護サービスの支給となります。

※世帯全員が市町村民税非課税の場合、居住費・食費の負担が軽減され、下記の金額となります。

負担軽減を受けるためには「介護保険負担限度額認定証」が必要です。詳しくは支援相談員までお尋ねください。

利用者負担段階		居住費 (1日)	食費 (1日)
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と公的年金収入額等の合計が年額 80 万円以下の方	490 円	390 円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と公的年金収入額等の合計が年額 80 万円を超える方	1, 310 円	650 円
第4段階	世帯全員が市町村民税課税の方 預貯金の合計金額が下記金額の方 ① 単身の場合：1000 万円以上 ② ご夫婦の場合：2000 万円以上	1, 940 円	1, 800 円

日常生活上必要となる諸費用実費

- ・教養娯楽費、理美容代については、実費をご負担いただきます。
- ・電気使用量 60 円/日(テレビ、ビデオ、オーディオ、電気毛布、パソコン等をお持込の方)
- ・複写代 10 円/枚 ・予防接種代 実費をご負担いただきます。
- ・診断書代 1,000 円～10,000 円/枚
- ・セットレンタル *別途ご案内致します。

☆おむつ代は介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。

☆ご利用者様がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払い頂きます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

<各種加算>

・夜勤職員配置加算	24 単位/日
・短期集中リハビリテーション実施加算	240 単位/日
・認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240 単位/日
・若年性認知症入所者受入加算	120 単位/日
・外泊時費用 (月 6 日迄)	362 単位/日
・ターミナルケア加算	
死亡日以前 4 日以上 30 日以下	160 単位/日
死亡日以前 2 日または 3 日	820 単位/日
死亡日	1650 単位/日
・初期加算	30 単位/日
・入所前後訪問指導加算 (I)	450 単位/回
・入所前後訪問指導加算 (II)	480 単位/回
・試行的退所時指導加算	400 単位/回
・退所時情報提供加算	500 単位/回
・退所前連携加算	500 単位/回
・再入所時栄養連携加算	400 単位/回
・訪問看護指示加算	300 単位/回
・栄養マネジメント加算	14 単位/回
・低栄養リスク改善加算	300 単位/回
・経口移行加算	28 単位/日
・経口維持加算 I	400 単位/月
・経口維持加算 II	100 単位/月
・口腔衛生管理体制加算	30 単位/月
・口腔衛生管理加算	90 単位/月
・療養食加算	6 単位/日
・在宅復帰支援機能加算	10 単位/日
・かかりつけ医連携薬剤調整加算	125 単位/日
・地域連携診療計画情報提供加算	300 単位/回
・緊急時治療管理 (月 3 日まで)	511 単位/日
・特定治療：医科診療報酬点数表に定める点数に 10 円を乗じて得た額	
・所定疾患施設療養費 (I)	235 単位/日
・所定疾患施設療養費 (II)	475 単位/日
・認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所後 7 日に限る)	200 単位/日
・認知症情報提供加算	350 単位/回
・褥瘡マネジメント加算	10 単位/回
・排泄支援加算	100 単位/回

・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ		18 単位／日
・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ		12 単位／日
・サービス提供体制強化加算（Ⅱ）		6 単位／日
・サービス提供体制強化加算（Ⅲ）		6 単位／日
・介護職員処遇改善加算Ⅰ	加算率	1000 分の 39
・介護職員処遇改善加算Ⅱ	加算率	1000 分の 29
・在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）		34 単位／日

※当施設では、介護保険の給付対象単位に 10.27 円（静岡市の地域区分 6 級地）を乗じた額の 1 割を利用者に負担して頂きます。（一定以上の所得のある 65 歳以上の方は利用者負担が 2 割になります。）